

宮城県吹奏楽コンクール 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「第〇〇回宮城県吹奏楽コンクール」と称する。

(実 施)

第2条 宮城県吹奏楽コンクール(以下、県大会)は、各地区大会で推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

(各地区吹奏楽連盟)

第3条 選出母体たる地区吹奏楽連盟(以下、地区連盟)は、次の通りとする。

- (1) 仙台青葉・泉地区連盟
- (2) 仙台宮城野・若林・太白地区連盟
- (3) 名取・仙南地区連盟
- (4) 多賀城・石巻地区連盟
- (5) 大崎・栗原地区連盟
- (6) 登米・本吉地区連盟

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、宮城県吹奏楽連盟役員会(以下、役員会)で決める。

- 2 役員会は、毎年3月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する1つの部門に参加できる。

- (1) 小学生の部
- (2) 中学校の部
- (3) 中学校小編成の部
- (4) 高等学校の部
- (5) 高等学校小編成の部
- (6) 大学の部
- (7) 職場・一般の部

(参加人員)

第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。

- (1) 小学生の部・・・・・・・・自由
- (2) 中学校の部・・・・・・・・50名以内
- (3) 中学校小編成の部・・・・・・・・25名以内
- (4) 高等学校の部・・・・・・・・55名以内
- (5) 高等学校小編成の部・・・・・・・・30名以内
- (6) 大学の部・・・・・・・・55名以内
- (7) 職場・一般の部・・・・・・・・65名以内

地区予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は、この人員に含まれない。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は各地区連盟に加盟している団体で次の通りとする。

- (1) 小学生の部
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
- (2) 中学校の部・中学校小編成の部
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童、小中一貫校の小学生の参加は認める。)
ただし、小編成の部への参加は前年度中学2年生以下の部員が20名以

内の団体，もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。なお，第3条に定める地区吹連内の複数の中学校に在籍している生徒の合同を認めるが，参加できる部門は中学校小編成の部とする。さらに，合同を組んだ際の総部員数は第6条（3）の人員を超えてはいけない。

（3）高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは，同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒，中高一貫校の中学生の参加は認める。）

ただし，小編成の部への参加は前年度高校2年生以下の部員が25名以内の団体，もしくは宮城県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

なお，第3条に定める地区吹連内の複数の高等学校に在籍している生徒の合同，あるいは，第3条に定める地区吹連内の中学校と高等学校に在籍している生徒の合同を認めるが，参加できる部門は高等学校小編成の部とする。さらに，合同を組んだ際の総部員数は第6条（5）の人員を超えてはいけない。

（4）大学の部

団体構成メンバーは，同一大学に在籍している学生とする。但し，管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

（5）職場・一般の部

団体構成メンバーは，当該団体の団員とする。ただし第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 加盟団体が，同一部門に重複して参加することは認めない。
- 3 同一奏者が，その年度内に二つ以上の団体に重複して参加することを認めない。
- 4 課題曲・自由曲は同一の奏者が演奏しなければならない。ただし，楽器の持ち替えは認める。
- 5 前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体は，同じ部門への参加は認めるが，審査を受けて県代表となった場合，代表次点の団体も東北大会に推薦する。

（指揮者）

第8条 指揮者の資格については制限しないが，課題曲・自由曲とも同一人が指揮することとする。

- 2 同一指揮者が，同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮をすることを認めない。

（入賞取消）

第9条 参加団体の資格に疑義がある時は，出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 課題曲・自由曲および演奏時間

（編成）

第10条 編成は次のとおりとする。

- ①課題曲はスコアに指定された編成とする。
- ②自由曲の編成は，木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし，コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用を認める。

③自由曲の歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

(審査)

第11条 参加団体は、課題曲1曲と自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。ただし、小学生・小編成は、自由曲のみを演奏して審査を受ける。

(課題曲)

第12条 課題曲は、全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものをを用いる。

(演奏曲目)

第13条 課題曲および自由曲は、地区予選に用いたものとする。

(著作権)

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

第15条 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学生と小編成の部は、自由曲のみ7分以内とする。

第16条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第17条 部門順序と演奏順序は、その年の役員会において決定する。

第5章 表彰および代表

(審査員)

第18条 審査員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は7名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第19条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 県代表団体にトロフィーを贈る。

3 小学生の部・中学校の部・高等学校の部で、それぞれの最も優れた演奏をした団体に海鋒義美賞を贈る。

(県代表)

第20条 参加団体の中から、その年度に東北吹奏楽連盟から指定された数の団体を全日本吹奏楽コンクール東北大会に推薦する。ただし、合同で参加している場合は対象としない。

2 前年度全日本吹奏楽コンクールで金賞を受賞した団体は、地区大会で演奏した上で、県大会に出場するものとする。

3 東北大会演奏順序は、県代表団体責任者による「完全抽選」で決定する。

第6章 地区代表

(地区代表)

第21条 各地区連盟は、地区代表団体を決定し、地区大会翌日までに県吹連へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第22条 各地区連盟は、各部門別に6月中旬までに各団体から参加登録を受け付け、

部門ごとの総数を県吹連事務局まで報告する。各地区推薦団体数については6月末の役員会で決定する。

(参加費用)

第23条 参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第24条 県大会の実施にあたって役員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第25条 県大会実行委員は県吹連役員が中心となってあたる。

(実施要項)

第26条 その他の開催上の細目については、常任理事会が定める。

(改定)

第27条 この規定は、総会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成28年4月16日より実施する。

この規定は、平成29年4月15日より改正実施する。

この規定は、平成30年4月14日より改正実施する。

この規定は、平成31年4月13日より改正実施する。

この規定は、令和2年4月11日より改正実施する。

この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。

宮城県吹奏楽コンクール 審査内規

第1条 この内規は、宮城県吹奏楽コンクール実施規定第18条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。

(金銀銅賞の決定方法)

第2条

審査員は、課題曲と自由曲を総合して、A(金)、B(銀)、C(銅)の3段階で評価する。

2 審査員は、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

3 A・B・Cの数については、その年度ごとの役員会で定める。

4 賞の基準は次の通りとする。

A=3点、B=2点、C=1点と換算し、審査員合計点の上位から3分の1ずつを目安に金賞、銀賞、銅賞とする。

(代表の決定方法)

第3条 審査員はA(金)に該当すると思う団体の中から、県代表数に基づき上位順を表明する。ただし、同順位は認めない。

2 代表決定方法は次の通りとする(代表数4の場合)。

第1位=1点、第2位=2点、第3位=3点、第4位=4点、第5位=5点それ以外のA評価=6点、B評価=7点、C評価=8点と読み替え、その合計点

数の少ない団体から代表とする。

- 3 2で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。
- 第4条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第5条 第2条、第3条に基づいて、会長が賞と代表を承認・決定する。
- 第6条 審査一覧表は、出演団体に渡す。
- 第7条 この内規は、総会の議決により改定することができる。

附則

この内規は、平成28年4月16日より実施する。
この規定は、令和3年4月29日より改正実施する。